

奈良県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
久米クロスポイント薬局	橿原市久米町五六七番地の二 信和ビル一階	平成三十年九月三十日
さかうえ薬局	五條市住川町三四〇―五	平成三十年十二月三十一日
柴田歯科	宇陀市大字陀中新一九四三	平成三十年十二月三十一日
西井歯科医院	御所市大字宮戸一〇一	平成三十一年一月三日
株式会社天理薬局	天理市川原城町一二の二	平成三十一年一月十日